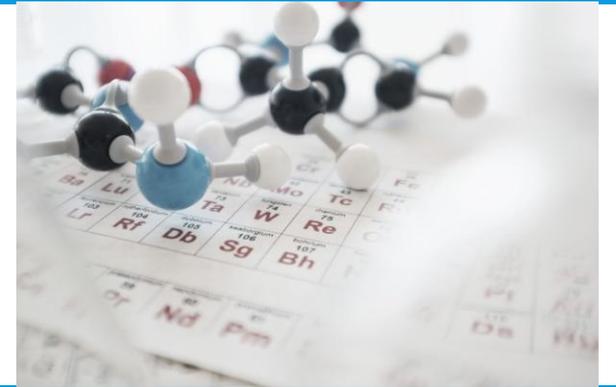


第6回 一般外来勉強会

令和7年3月25日（火）13時～



前回頂いた質問について

Q:発熱患者等対応加算について、
COVID-19やインフルエンザの検査をしていなくても算定可能か。

A:算定できる

Q:発熱患者等対応加算について、
情報通信機器を用いた診療の場合でも算定できますか。

A:算定不可

Q:発熱患者等対応加算について、例えば下痢嘔吐のような症状のみの場合でも適切な感染防止対策を講じた上で診療を行った場合は算定できますか。

A:算定できる

Q:算定が月一回とあるが、発熱が続いていて月をまたいだ場合もそれぞれの月で算定できるか。

A:算定できる

Q:外来感染対策向上加算について、外来診療時の感染防止対策に係る体制を評価するものであり、月1回に限り加算できる、とありますが、初診時のみなどの決まりはありますか。再診時のときでも月一回であれば算定できるか。

A:月一回であれば初診時再診時問わず算定できる。

小児抗菌薬適正使用支援加算と 耳鼻咽喉科小児抗菌薬適正使用支援加算

小児抗菌薬適正使用支援加算 80点

(月1回：初診時のみ)

厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保健医療機関において、急性気道感染症、急性中耳炎、急性副鼻腔炎又は急性下痢症により受診した基礎疾患のない患者であって、診察の結果、抗菌薬の投与の必要性が認められないため抗菌薬を使用しないものに対して、療養上必要な指導及び検査結果の説明を行い、文書により説明内容を提供した場合に加算する。

6歳未満が対象

小児科外来診療料
小児かかりつけ診療料 + 加算



【小児抗菌薬適正使用支援加算 施設基準】

薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン（平成28年4月5日 国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議）に位置づけられた「地域感染症対策ネットワーク（仮称）」に係る活動に参加し、又は感染症にかかる研修会等に定期的に参加していること。

※当該基準を満たしていれば、特に地方厚生局長に対して届出を行う必要はありません。

【算定時の注意点】

- ・基礎疾患がないこと（病名に注意が必要）気管支喘息、アレルギー性鼻炎等
- ・インフルエンザウイルス感染の患者又はインフルエンザウイルス感染の疑われる患者及び新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症が疑われる患者については、算定できない

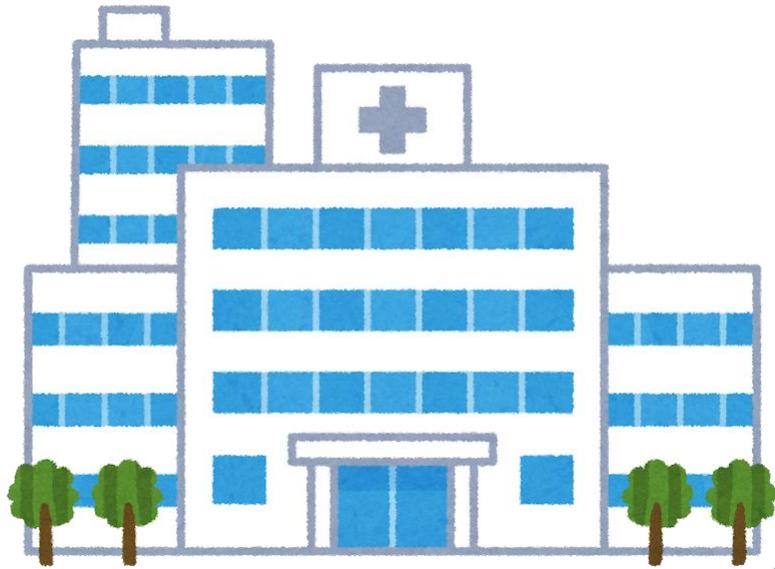
耳鼻咽喉科小児抗菌薬適正使用支援加算 80点

(月1回のみ) 特に初診時でなくてOK

厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保健医療機関において、急性気道感染症、急性中耳炎又は急性副鼻腔炎により受診した基礎疾患のない6歳未満の乳幼児に対して、耳鼻咽喉科処置を行った場合であって、診察の結果、抗菌薬の投与の必要性が認められないため抗菌薬を使用しない場合において、療養上必要な指導等を行い、文書により説明内容を提供した場合は、所定点数に加算する。

【算定時の注意点】

- ・基礎疾患がないこと（病名に注意が必要）気管支喘息、アレルギー性鼻炎等
- ・インフルエンザウイルス感染の患者又はインフルエンザウイルス感染の疑われる患者及び新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症が疑われる患者については、算定できない



【算定可能処置一覧】

- J095 耳処置（耳浴及び耳洗浄を含む。）
- J095-2 鼓室処置（片側）
- J096 耳管処置（耳管通気法、鼓膜マッサージ及び鼻内処置を含む。）
- J097 鼻処置（鼻吸引、単純鼻出血及び鼻前庭の処置を含む。）
- J097-2 副鼻腔自然口開大処置
- J098 口腔、咽頭処置
- J098-2 扁桃処置
- J099 間接喉頭鏡下喉頭処置（喉頭注入を含む。）
- J100 副鼻腔手術後の処置（片側）
- J101 鼓室穿刺（片側）
- J102 上顎洞穿刺（片側）
- J103 扁桃周囲膿瘍穿刺（扁桃周囲炎を含む。）
- J104 唾液腺管洗浄（片側）
- J105 副鼻腔洗浄又は吸引（注入を含む。）（片側）
- J108 鼻出血止血法（ガーゼタンポン又はバルーンによるもの）
- J109 鼻咽腔止血法（ベロック止血法）
- J111 耳管ブジー法（通気法又は鼓膜マッサージの併施を含む。）（片側）
- J112 唾液腺管ブジー法（片側）
- J113 耳垢栓塞除去（複雑なもの）
- J114 ネブライザ
- J115 超音波ネブライザ（1日につき）
- J115-2 排痰誘発法（1日につき）

【小児抗菌薬適正使用支援加算と 耳鼻咽喉科小児抗菌薬適正使用支援加算の違い】

小児抗菌薬適正使用支援加算

- ・小児科外来診療料または小児かかりつけ診療料の算定者に限る
- ・初診時のみ
- ・急性下痢症で算定可能

耳鼻咽喉科小児抗菌薬適正使用支援加算

- ・耳鼻咽喉科を標榜している医療機関であること
- ・処置に加算
- ・急性下痢症では算定不可

名称が似ていて点数も同じ
混同しないように注意が必要



【よくある質問】

Q:算定要件にある傷病で受診した患者に対して、軟膏や点眼等の抗菌薬を処方した場合は算定できますか。

A：算定可能。外用薬は除外される為。

Q:初診時に急性上気道炎で受診し、小児抗菌薬適正使用支援加算を算定。後日再診時に基礎疾患に値する病名がついたときは当該加算は削除しなければならないのでしょうか。

A：特に削除する必要はなく、算定可能。

【よくある質問】

Q:初診の次の日にCOVID-19、インフルエンザの検査をした場合、前に算定している当該加算は削除する必要があるか。

A：特に削除する必要はなく、算定可能。

(小児抗菌薬適正使用支援加算、耳鼻咽喉科小児抗菌薬適正使用支援加算共通)

Q:インフルエンザや新型コロナウイルスに感染している患者または感染が疑われる患者に対しては算定できない。とあるが、溶連菌感染症の検査をした場合は算定可能か。

A：算定可能。

【よくある質問】

Q: 月初に小児抗菌薬適正使用支援加算を算定して病名を治癒し、月末に再度受診があり初診を算定した場合は算定可能か。

A: 月に1回に限り算定とある為、算定できない。



ご清聴ありがとうございました

お困りのこと、疑問点ございましたら
申込みメールアドレスへお気軽にご連絡ください。



次回の勉強会

4月22日（火）
13時～